NEWSLETTER



EU の炭素国境調整措置(CBAM)-アップデート-

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2024年8月23日号

執筆者:

平家 正博 m.heike@nishimura.com 閻 佳悦

k.yan@nishimura.com

佐藤 咲耶

s.sato@nishimura.com

I はじめに

EU の炭素国境調整メカニズム(Carbon Border Adjustment Mechanism)(以下「**CBAM**」という。)を導入する規則(以下「**CBAM 規則** 1 」という。)は、2023 年 10 月 1 日から暫定適用されており、2025 年 12 月末までの移行期間を経て、2026 年 1 月 1 日から本格適用が開始する 2 。

移行期間中は、各四半期終了後 1 か月以内に、四半期中に輸入した対象製品に係る総排出量等を報告する必要があるところ、2024 年 7 月~9 月を対象期間とする報告(報告期限:2024 年 10 月 31 日)では、排出量の算定に当たり、産品別既定値の使用が制限される。また、CBAM 規則の本格適用開始まで 1 年半を切る中で、今後、本格適用に向けた各種規則の制定や対象製品の拡大に係る報告書の公表も予定されている。したがって、対象製品の生産者、輸入者及び使用者に加え、新たに対象となる可能性がある製品の生産者、輸入者及び使用者も、これらの動向により一層の注意を払うことが求められる。

本ニューズレターでは、CBAM について、移行期間中の報告義務を簡単に説明した上で(下記 II)、移行期間中及び本格適用開始後の排出量の算定方法(下記 III)並びに本格適用開始に向けて予定されている動きをそれぞれ概説し(下記 IV)、最後に、日本企業が今後留意すべき点について述べる(下記 V)。

II 移行期間中の報告義務

移行期間中、CBAMの対象製品 ³を EU 域内に輸入する事業者又は間接的通関代理人(以下「**報告義務者**」という。)は、各四半期終了後 1 か月以内に、①対象製品の総量、②総直接排出量、③総間接排出量及び④排出量について原産国で支払う炭素価格等の情報を記載した報告書(以下「**CBAM 報告書**」という。)を提出しなければならない ⁴。CBAM 報告書における報告事項の詳細については、移行期間中の報告義務に係る

Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism (Text with EEA relevance), OJ L 130, 16.5.2023, pp. 52–104 ("CBAM Regulation"), available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2023.130.01.0052.01.ENG.

² CBAM 規則の概要については、過去のニューズレター「EUの炭素国境調整措置(CBAM)―暫定的な政治合意―」(2023 年 4 月 19 日 号)を参照。ただし、同ニューズレターにおける記載は、暫定的な政治合意の条文に基づくものであることに留意されたい。

³ セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、水素及び電力のうち、CN コードで指定されている製品(CBAM Regulation, Article 2(1) and Annex I)。

⁴ CBAM Regulation, Article 35(1)(2).



移行期間中の報告義務については、(a)報告義務者が義務を遵守するために必要な措置を講じていない場合、若しくは(b)CBAM 報告書が不正確又は不完全であって、EU 加盟国の管轄当局が訂正手続 7 を開始したにもかかわらず、報告義務者が必要な対応を行わなかった場合には、EU 加盟国により、未報告の排出量 8 とここさ 8 さらに、不正確又は不完全な CBAM 報告書が連続して 8 以上提出された場合や、報告を怠った期間が 8 か月を超える場合には、より高額の制裁金が課される 9 。

III 排出量の算定方法

1. 排出量の算定方法(概要)

CBAM は、算定対象となる対象製品の排出量を、①直接排出量(対象製品の生産工程からの温室効果ガス排出量)と②間接排出量(生産工程において消費される電力の生成時の温室効果ガス排出量)とに分けている ¹⁰。

【図1】 算定対象となる排出量

| | セメント・肥料 | 鉄鋼・アルミニウム・水素 | 電力 |
|---------|-------------|--------------------------|---------|
| 移行期間中 | 直接排出量・間接排出量 | 直接排出量・間接排出量 | 直接排出量のみ |
| 本格適用開始後 | | 直接排出量のみ (欧州委報告書にて見直し) | |

図 1 のとおり、対象製品のうち、セメント及び肥料については、移行期間中から本格適用開始後も、直接排出量及び間接排出量が算定対象となる ¹¹。これに対し、鉄鋼、アルミニウム及び水素については、移行期間中は直接排出量及び間接排出量が算定対象となるが、本格適用開始後は直接排出量のみが算定対象となる

© Nishimura & Asahi 2024

Commission Implementing Regulation laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period, C/2023/5512 final, 17 August 2023 ("Implementing Regulation"), at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI COM:C(2023)5512>.

^{6 &}lt;a href="https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en">https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en.

⁷ 移行期間中、CBAM 報告書が不正確又は不完全と評価される場合に、各 EU 加盟国の管轄当局が報告義務者に対して追加情報を求める 手続きのこと(Implementing Regulation, Article 14(4))。

⁸ Implementing Regulation, Article 16(1)(2).

⁹ Implementing Regulation, Article 16(4).

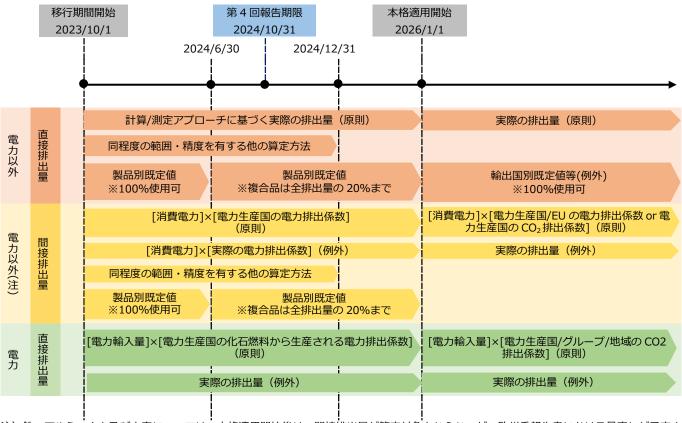
¹⁰ CBAM Regulation, Article 3(3)(21)(22)(34).

¹¹ CBAM Regulation, Articles 3(22), 6(2)(b), and 35(2).

ものの ¹²、欧州委員会が移行期間終了(2025 年末)前に提出する報告書において、本格適用開始後も間接 排出量を算定対象とする可能性を分析することとされている 13。また、電力については、移行期間中から本 格適用開始後も、直接排出量のみが算定対象となる 14。

排出量の具体的な算定方法は、図 2 のとおり、電力と電力以外の対象製品とで異なるほか、移行期間中と 本格適用開始後とでも異なり、さらに、電力以外の対象製品については、移行期間中も、使用可能な算定方 法が徐々に制限される。

【図 2】 移行期間中及び本格適用開始後の排出量の算定方法



注)鉄、アルミニウム及び水素については、本格適用開始後は、間接排出量が算定対象とならないが、欧州委報告書における見直しが予定さ れている。

CBAM Regulation, Articles 6(2)(b), 7(1), and 35(2).

¹³ CBAM Regulation, Article 30(2).

¹⁴ Implementing Regulation, Annex III, Section D.2. See also, Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM): Questions and Answers, Last updated on 8 August 2024 ("Q&As"), Q39, at https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border- adjustment-mechanism_en>.

2. 電力以外の対象製品に係る排出量の算定方法

(1) 移行期間中(2024年7月~10月分以降)の算定方法

電力以外の対象製品については、移行期間中、直接排出量及び間接排出量を報告しなければならないところ、欧州委員会は、対象製品別に、直接排出量及び間接排出量の既定値(全世界平均)を公表しており ¹⁵、2024 年 4 月~6 月を対象期間とする報告(報告期限:2024 年 7 月 31 日)までは、かかる既定値を定量的制限なく使用できた ¹⁶。しかし、2024 年 7 月~9 月を対象期間とする報告(報告期限:2024 年 10 月 31日)以降は、かかる既定値の使用が制限される。具体的には、既定値を使用することができるのは、複合品(CBAM の対象製品を使用して製造される製品 ¹⁷)について、全体の排出量の 20%までに限られる ¹⁸。

そこで、2024 年 7 月~9 月を対象期間とする報告(報告期限: 2024 年 10 月 31 日)以降は、複合品の排出量のうち既定値を使用できない部分及び単一品(CBAM の対象製品を使用せずに製造される製品)の排出量については、原則として、以下のいずれかの方法により算出する必要がある¹⁹。

- ① 計算アプローチ:測定システムにより得られた活動量データ及びラボ分析又は標準値から得られる 追加パラメータに基づく排出量の算定
- ② 測定アプローチ:排出ガス中の温室効果ガス濃度及び排出ガス流量の連続測定による排出量の算定

計算アプローチ及び測定アプローチの詳細は、移行期間中の報告義務に係る実施規則に規定されているところ、間接排出量は、原則として、[対象製品生産時の消費電力] × [電力生産国の電力排出係数] により 算定するとされている ²⁰。

なお、排出データの対象範囲及び精度が同程度であることを条件として、以下のいずれかの算出方法を代わりに用いることも認められているが、当該方法は、 2025 ± 1 月 \sim 3 月を対象期間とする報告(報告期限: 2025 ± 4 月 30 日)以降は、使用することができない 21 。

¹⁷ CBAM Regulation, Annex IV, point 1(a)(b). See also Q&As, Q61.

© Nishimura & Asahi 2024

European Commission, "Default Values for the Transitional Period of the CBAM between 1 October 2023 and 31 December 2025", 22 December 2023, at https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-12/Default%20values%20transitional%20period.pdf.

¹⁶ Implementing Regulation, Article 4(3).

¹⁸ Implementing Regulation, Article 5 and Q&As, Q75.

¹⁹ Implementing Regulation, Article 4(1) and Annex III, Section B.2.

²⁰ CBAM Regulation, Article 35(2)(c); Implementing Regulation, Article 4(1) and Annex III, Sections A.1, D.1; European Commission, supra note 15, p. 22. 電力生産国の電力排出係数は、IEA のデータに基づく平均値であり、CBAM 移行レジストリにおいて入手可能である(同上)。ただし、(1)発電源と対象製品を生産する設備とが技術的に直接つながっている場合、又は(2)電力生産者と消費者との間に電力購入契約がある場合には、実際の電力排出係数を使用することができる(CBAM Regulation, Article 35(2)(c); Implementing Regulation, Article 4(1) and Annex III, Section D.4.3; European Commission, supra note 15, p. 22. See also, Q&A, Q68.)。

Implementing Regulation, Article 4(2).

- ① 生産設備の所在地における炭素価格制度に基づく方法
- ② 生産設備の所在地における強制的な排出モニタリング制度に基づく方法
- ③ 生産設備の排出量モニタリングスキームで、認定検証者による検証が行われるものに基づく方法

(2) 本格適用開始後(2026年1月1日以降)の算定方法

ア 電力以外の対象製品の直接排出量

電力以外の対象製品の直接排出量は、本格適用開始後も、原則として、実際の排出量に基づき算定し、実際の排出量が十分に算定できない場合には、以下のいずれかの既定値を使用することになる²²。

- ① 原則として、各対象製品について定められる輸出国別の平均排出原単位(ただし、環境保全の程度に応じてマークアップされる)を既定値として使用する
- ② (上記①との関係で、輸出国の信頼できるデータが得られない場合には、) EU-ETS における当該 対象製品の品目に係る生産設備のパフォーマンス下位の平均排出原単位を、既定値として使用する
- ③ もっとも、地域特性に応じたデータに基づき、地域特有の既定値が算定可能な場合は、地域特性に 応じた既定値を使用することも認められている

本格適用開始後の実際の排出量の算定方法や上記既定値については、2025年4月~6月に採択予定の実施規則において定められる²³。

イ 電力以外の対象製品の間接排出量

電力以外の対象製品の間接排出量は、本格適用開始後、原則として、既定値により算定する必要があるところ、欧州委員会は、2025 年 6 月 30 日までに採択する実施規則において、移行期間中に収集したデータを含む最新のデータに基づき、以下のいずれを既定値とするかを定めることとされている²⁴。

- ① EU における電力網の排出係数の平均値
- ② 電力牛産国における電力網の排出係数の平均値
- ③ 電力生産国における価格設定源の温室効果ガス排出係数の平均値

ただし、対象国(又はグループ)により、当該国(又はグループ)の(a)電力ミックス排出係数平均値又は(b)価格設定源の温室効果ガス排出係数の平均値が、間接排出量の既定値よりも低いことを示された場合、欧

²² CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex IV, Sections 4.1 and 6.

²³ CBAM Regulation, Article 7(7)(a). 実施規則の採択時期については、下記 IV 参照。

²⁴ CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex IV, Section 4.3. ただし、認可申告者が、(1)発電源と対象製品を生産する設備とが技術的 に直接つながっている場合、又は(2)電力生産者と消費者との間に電力購入契約があることを示すことができる場合には、実際の電力排 出係数を使用することができる(CBAM Regulation, Article 7(4) and Annex IV, Section 6)。



3. 電力の直接排出量の算定方法

(1) 移行期間中(2024年7月~10月分以降)の算定方法

電力については、移行期間中から本格適用開始後も、直接排出量のみが算定対象となるところ、移行期間中は、原則として、[電力輸入量]×[電力生産国の化石燃料から生産される電力の平均排出係数]により、直接排出量を算出する²⁶。

(2) 本格適用開始後(2026年1月1日以降)の算定方法

電力の直接排出量は、本格適用開始後、原則として、[電力輸入量]×[電力生産国(若しくはグループ)又は電力生産国内の地域の CO_2 排出係数]により算出し 27 、電力生産国(グループ)又は電力生産国内の地域の CO_2 排出係数が入手できない場合には、[電力輸入量]×[EU の CO_2 排出係数]により算出する 28 。ただし、電力生産国(グループ)又は電力生産国内の地域の CO_2 排出係数が、欧州委員会が決定した既 定値又は EU の CO_2 排出係数よりも低いことが示された場合には、当該国(グループ)又は当該国内の地域の CO_2 排出係数を使用することができるとされている 29 。

IV 本格適用開始に向けて予定されている動き

CBAM 規則は、2026 年 1 月から本格適用が開始することから、今後、本格適用に向けて、各種規則の制定や欧州委員会による対象製品の拡大に係る報告書の公表が予定されている。

²⁵ CBAM Regulation, Article 7(2) and Annex IV, Section 4.3.

²⁶ CBAM Regulation, Article 35(2)(c); Implementing Regulation, Article 3(2)(f) and Annex III, Sections D.1 and D.2; European Commission, *supra* note 15, p. 23. 電力生産国の化石燃料から生産される電力の平均排出係数は、IEA のデータに基づく平均値であり、CBAM 移行レジストリにおいて入手可能である(同上)。また、認可申告者は、一定の要件を満たすことを示した場合には、実際の排出量を使用することができる(CBAM Regulation, Article 7(3) and Annex IV, Section 5; Implementing Regulation, Annex III, Section D.2.4)。

²⁷ CBAM Regulation, Article 7(3) and Annex IV, Sections 4.2 and 4.2.1.

²⁸ CBAM Regulation, Article 7(3) and Annex IV, Sections 4.2 and 4.2.2.

²⁹ CBAM Regulation, Article 7(3) and Annex IV, Sections 4.2 and 4.2.2. また、認可申告者は、一定の要件を満たすことを示した場合には、実際の排出量を使用することができる(CBAM Regulation, Article 7(3) and Annex IV, Section 5)。

【図3】 本格適用開始に向けて予定されている動き30



上記のとおり、本格適用開始後の CBAM 規則の適用に係る詳細は、実施規則又は委任規則に基づき定められることが予定されていることから、既に CBAM の対象となっている製品を生産、輸出、輸入又は使用している事業者は、これらの内容を確認した上で、本格適用開始に向けた準備を行う必要がある。

また、CBAM 規則は、2030 年までに、EU-ETS の全ての対象分野に CBAM を適用することを目標として ³¹、少なくとも移行期間終了の 1 年前(2024 年末)までに欧州委員会が欧州議会及び閣僚理事会に提出する 報告書において、対象製品のうち、CBAM の適用対象に含めるべき製品を特定し、移行期間終了前に欧州委員会が提出する報告書において、対象製品の前駆物質、カーボン・リーケージのリスクがある製品(特に、有機化学品及びポリマー)並びに輸送サービスを CBAM の適用対象とする可能性について分析するとしている ³²。したがって、今後 CBAM 規則の対象となる可能性がある製品を生産、輸出、輸入又は使用している事業者は、これらの報告書に向けた議論を注視し、必要な対策を行う必要がある。

V 日本企業が今後留意すべき事項

本二ューズレターで述べたとおり、移行期間中に排出量を報告している日本企業は、まずは、2024年7月 ~9 月を対象期間とする報告(報告期限:2024年10月31日)から適用される、既定値の使用制限に対応する必要がある。さらに、これらの日本企業は、並行して、今後制定される実施規則及び委任規則を踏まえ、本格適用開始に向けた準備を行う必要がある。また、今後 CBAM 規則の対象となる可能性がある製品を生産、輸出、輸入又は使用している事業者も、本格適用開始前に公表が予定されている、欧州委員会の報告書に向けた議論を注視し、必要な対策を行う必要がある。

本格適用開始に向けて具体的に日本企業に求められる対策は、過去のニューズレターに記載したとおりで

_

European Commission, Slide: Informal Expert Group on the CBAM 1st Meeting, 23 April 2024, at https://ec.europa.e u/transparency/expert-groups-register/screen/meetings/consult?lang=en&meetingId=53505&fromExpertGroups=3927>.

³¹ CBAM Regulation, recital 67.

³² CBAM Regulation, Article 30(2)(a) and (3).

あるが³³、特に CBAM 証書購入の金銭的負担を軽減するための対策は、自社内に留まらず、サプライチェー ンに関与する他社や原産国・輸出国も巻き込んで行う必要があり得ることに注意を要する。とりわけ、(本 格適用開始後に既定値として使用される)輸出国別の平均排出原単位や(CBAM 証書の購入額から控除され る)原産国における支払い済みの炭素価格として認められる範囲については、必要に応じて、原産国/輸出 国の所管庁や EU 諸機関に対する働きかけも検討する必要がある。また、その際には、CBAM 証書の購入に 係る金銭的負担やそのほかの対応コスト次第で、サプライヤーやサプライチェーンを見直すことも選択肢と なり、逆に当該コスト次第で自社取引が見直し対象とされるリスクも視野に入れる必要がある。

さらに、EU 域外の諸外国においても、CBAM 類似の制度を制定し、又は検討する動きが見られることに も、注意を要する。例えば、英国は、2027年1月から、アルミニウム、セメント、セラミックス、肥料、 ガラス、水素及び鉄鋼の輸入に対する炭素国境調整措置を導入すると発表し、措置の制度設計についてパブ リックコメントを実施した34。また、カナダは、2020年に、低炭素経済への移行の一環として、国境炭素 調整の可能性を探る意向を発表し³⁵、オーストラリアも、特に鉄鋼及びセメントに対する炭素国境調整措置 の実現可能性を含む、カーボン・リーケージに対処するための政策オプションを検討している ³⁶。CBAM を はじめとしたこのような政策に対しては、WTO ルールとの整合性の観点から疑問の声も上がっているとこ ろ、日本企業としては今後も各国の規制動向を注視し、必要に応じて、制度の導入を検討している国に対す る働きかけも行っていくことが考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレ ターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手 続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現 地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所ま たは当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

³³ 「EU の炭素国境調整措置(CBAM)―暫定的な政治合意―」(2023年4月19日号)。

³⁴ HM Treasury and HM Revenue & Customs, Consultation on the introduction of a UK carbon border adjustment mechani sm, 21 March 2024, at .

Government of Canada, Exploring Border Carbon Adjustments for Canada, 2 June 2023, at .

Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water (Australia) "Australia's Carbon Leakage Review", at https://www.dcceew.gov.au/climate-change/emissions-reduction/review-carbon-leakage>.